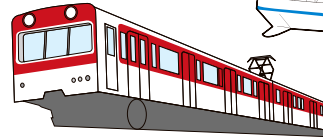
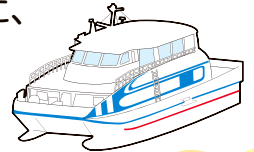
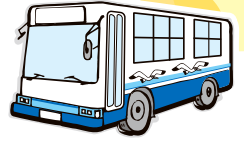


# “いきいきお出かけ券”

## の交付が始まります



市内にお住まいの70歳以上(平成26年4月1日現在)の高齢者を対象に、今年も「いきいきお出かけ券」の交付が始まります。

健康福祉課高齢・障害係 ☎(25) 1183

### いきいきお出かけ券の種類と内容

番号	券の種類	利用可能区間	交付枚数	住所地
①	かもめバス回数券 (100円券) ※ハッピーチケットではありません	かもめバス全区間	48枚	石鏡・国崎・相差・ 畔蛸・千賀・堅子以外の地区
			60枚	石鏡
			72枚	国崎・相差・畔蛸・千賀・堅子
②	市営定期船回数券	神島・答志・桃取・菅島航路 (いずれか1つの航路を選んでください)	12枚	鳥羽市内
		坂手航路	20枚	
③	近鉄電車回数券	白木駅～伊勢市駅の間 (区間内の下車可。ただし前途無効)	12枚	

※上記の①～③のいずれか1つを選択できます。

ただし、①かもめバスの回数券は、住所地により交付枚数が異なります。

※ご利用の際は、この券を係員に提示していただき、必要枚数を切り離してください。

### 受取方法

①5月中旬以降に、対象となるかたのご自宅に「いきいきお出かけ券引換証」を郵送します。

②5月27日(火)から、市内郵便局(簡易郵便局を除く)、保健福祉センターひだまり、または各連絡所で引換えを開始します。

#### ■引き換え時間

午前9時～午後5時(平日のみ) ※郵便局は午後4時まで

#### ■申請に必要なもの

1. 本人確認ができるもの(健康保険証、介護保険証、免許証など)
2. いきいきお出かけ券引換証
3. 印鑑

#### ■代理人申請の場合

上記3点のほか、代理人の本人確認ができるものと代理人の印鑑が必要です。

### 注意!!

- いきいきお出かけ券は、本人に限り使用できます。
- この券を他の人に使用させたり、譲り渡したりはできません。
- 万一不正にこの券を使用した場合は、返還していただきます。
- この券の再発行や、年度途中での種類の変更はできません。
- 離島在住のかたで、デイサービスなどの通所介護サービス利用時は、他の補助がありますので使用できません。
- この券を換金することはできません。



#### 利用有効期間

平成26年6月1日(日)～平成27年3月31日(火)